

あんしん借換資金 セーフティネット枠

融 資 対 象 と なる 方	◆京都府内に事業所又は営業所がある中小企業者、組合又は特定非営利活動法人で、次のいずれの要件も満たす方 ① セーフティネット保証（中小企業信用保険法第2条第5項各号）の適用を受ける特定中小企業者として市町村長の認定を受けた方 ② この制度の活用により安定的経営が見込まれ、かつ、十分な返済見込みがある方 ※京都府税及び京都市税（京都市内に事業所等を有しない方は府税のみ）の滞納がないこと	
資 金 使 途 融 資 期 間 等	◆運転資金・設備資金 10年以内 〈原則、元金均等月賦返済。必要に応じ、2年以内の据置可〉 〈融資期間が1年以内の場合に限り、一括返済可〉	
融 資 利 率	◆新規：年1.2%（固定金利） ◆借換：年1.8%（固定金利）	
対 象 区 分	中小企業者・組合・特定非営利活動法人	小規模企業者 （従業員20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下） 小規模組合（事業協同小組合などの組合） 特定非営利活動法人（従業員20人以下）
融 資 限 度 額	有担保で2億円、 無担保で8,000万円	2,000万円 保証協会の全てのセーフティネット保証付き 融資残高を含み2,000万円以内
	※普通保証とは別枠での利用が可能 （ただし、保証協会のセーフティネット保証の利用可能額の範囲内）	
事 業 実 績	府内で6箇月以上同一事業を行っていること	府内で1年以上同一事業を行っていること
担 保 ・ 保 証 人	保証協会の信用保証が必要	
	連帯保証人は、必要に応じて徴求する （ただし、法人代表者（組合の場合は 代表理事）以外の連帯保証人は原則徴求 しない）	無担保無保証人
受 付 機 関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西みらい銀行、福井銀行（※2）、池田泉州銀行（※1）、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫（※2）、近畿産業信用組合、 京滋信用組合、三菱UFJ銀行（※1）、みずほ銀行（※1）、商工組合中央金庫 （※1）は京都市制度のみ、（※2）は京都府制度のみ取扱い可	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

1号 <倒産関係>**国が指定する再生手続開始申立等事業者に対する売掛金等の回収が困難なため経営に支障が生じている方**

指定事業者	株式会社全東信(指定期間:R8.7.6～R9.7.5)
市町村長の認定要件	指定企業に対して申込申請時点において50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権を有していること、若しくは申込申請時点において申請者の全取引規模のうち指定企業との取引規模が20%以上であること。

2号 <事業活動の制限>**国が指定する事業者の事業活動の制限（生産・販売数量の縮小）等によって経営の安定に支障が生じている方**

市町村長の認定要件	①指定事業者と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、当該事業者の事業活動に20%以上依存している中小企業者
右記の全てに該当すること	②当該事業活動の制限が開始された日以降のいずれか1箇月間の売上高、販売数量等(以下、「売上高等」)の減少率の実績が前年同月比10%以上であり、かつ、その後の2箇月を含む3箇月間の売上高等の減少率の実績又は見込みが前年同期比10%以上であること。

3号 <突発的災害関係（事故等）>**突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高が減少している方（業種指定）**

市町村長の認定要件	指定地域内において、災害の影響を受けた後の3箇月間の売上高が前年同期比20%以上減少していること。
-----------	---

4号 <突発的災害関係（自然災害等）>**突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高が減少している方**

市町村長の認定要件	指定地域内において、災害の影響を受けた後、最近1箇月の売上高又は販売量が前年同期比20%以上減少、かつ、その後2箇月間を含む3箇月間の売上高等が前年同期比20%以上減少していること。
-----------	---

5号 <不況業種関係>**国の指定する不況業種に該当する方**

市町村長の認定要件	①最近3箇月間の売上高が前年同期の売上高に比べて5%以上減少していること。
右記いずれかに該当すること	②原油価格等の上昇により、最近1箇月間の売上原価のうち、20%以上を占める原油等の平均仕入単価が、前年同月比20%以上上昇しているにもかかわらず、販売価格等の引上げが困難であるため、最近3箇月間の売上高に占める原油等の仕入額の割合が、前年同期に比べて上回っていること。
	③最近3箇月間の月平均売上高営業利益率が、前年同期比で20%以上減少していること。

6号 <破綻金融機関関係>**取引金融機関の破綻によって金融取引に支障を来している方**

市町村長の認定要件	破綻金融機関と取引を行っており、金融取引に支障を来していること。
-----------	----------------------------------

7号 <金融機関の経営合理化関係>**国の指定する金融機関（指定金融機関）において支店統廃合等の経営の相当程度の合理化によって借入の減少した方**

市町村長の認定要件	① 指定金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10%以上であること。
	② 指定金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
	③ 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

8号 <整理回収機構譲渡関係>**(株)整理回収機構（RCC）に貸付債権が譲渡され、借入が減少している中小企業のうち、再生可能性のある方**

市町村長の認定要件	① 整理回収機構に貸付債権が譲渡されたことを確認できる書類(債権譲渡通知書等)を有していること。
	② 金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。
	③ 事業再生の目標、経営合理化に向けた具体策、債務の返済計画等を規定した事業計画を作成していること。
	④ 整理回収機構に対する債務の返済条件の変更を受けていること。

◆ セーフティネット保証の市町村長認定の詳細については、事業所所在地の市町村の認定窓口にお尋ねください。